

公立小・中学校の適正規模化について（指針）

平成18年6月13日
和歌山県教育委員会策定

少子化の進行により、県内の小・中学校は近年、急激に小規模化が進んでおり、学校の活力や教育効果などの面でさまざまな課題が生じていることから、早急に対応する必要がある。県教育委員会では、平成17年6月に教育長の諮問機関として「義務教育ニュービジョン研究会議」を設置し、「少子化に対応した学習環境づくり」等について審議を依頼した。その結果、平成18年1月30日に提出された報告書「和歌山の未来をひらく義務教育」の提言をもとに、このたび県教育委員会としての対応を検討し、小・中学校の適正規模化に対する指針として以下の内容を取りまとめた。

1 小・中学校の適正規模の基準

学校の活力を維持・発展させる観点から、以下の適正規模を基準とする。

- (1)小学校においては、クラス替えが可能である1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。
- (2)中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級。

2 学校統廃合の検討

上記の適正規模の基準を下回る学校については、市町村教育委員会において地域の実情や児童生徒数の推移等を勘察し、適正規模化について検討を進めていく必要がある。とりわけ以下に該当する学校については、積極的な検討が望まれる。

- (1)多様な学習形態での指導、多様な部活動の実施等を実現するため、適正規模の基準を下回る中学校の統廃合を検討すべきである。
- (2)子どもの学習環境を充実させ、複式学級を解消するために、中山間地域などにある過小規模小・中学校の統廃合を検討すべきである。
- (3)小学校の分校については、交通事情の改善や低学年からの異学年交流の重要性に鑑み、本校への統合を検討すべきである。
- (4)都市の中心部において人口の空洞化が進み、極端に児童生徒数が減少してきている小・中学校の統廃合を検討すべきである。
- (5)現状の学校規模や地理的条件などから、統廃合を実施しても適正規模になることが見込めない学校であっても、教育活動の活力の維持、複式学級の解消等の観点から、1学級20人程度の児童生徒の学級規模を目指し、統

廃合を積極的に検討すべきである。

適正規模を下回る学校を小規模校、なかでも複式学級を持つ学校を過小規模校と位置づける。

3 学校統廃合に際して留意すべき点

学校の統廃合に際しては、教育的見地から子どもにとって最善の学習環境を重視するとともに、地域住民の期待に応える新しい学校づくりを目指すべきである。そのため、以下の点について保護者や地域住民と十分な協議を行い合意を得ながら進めていく必要があることから、地域住民が参画する地域学校連携会議等の組織を設けることが望まれる。

- (1) 魅力ある教育、特色ある学校づくりへの取組について
- (2) 通学区域の広域化に係る通学の利便性及び通学路の安全の確保について
- (3) 地域社会と学校との新たな関係の構築、協働について
- (4) 学校統廃合によって生じる校地・校舎等の、新たな地域の拠り所としての有効利用について

4 県教育委員会の支援

- (1) 「義務教育ニュービジョン研究会議」の提言を受け、小・中学校の統廃合その他に関して総合的に対応する部署として、小中学校課市町村支援室を設置した。
- (2) 小・中学校の統廃合に伴う適正規模化に際して、教職員の配置、児童生徒の通学、学校施設・設備の充実等について必要な支援措置をとれるよう検討を進める。